

滋賀県PCR等検査無料化事業 実施要領

(趣旨)

第1条 滋賀県PCR等検査無料化事業の実施については、滋賀県PCR等検査無料化事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 PCR等検査等に要する経費を補助することにより、大人数での飲食、イベント、旅行など感染リスクが高い活動に当たり、PCR等検査の受検を浸透させること、および感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、感染に不安を感じる無症状者が検査を受けられる環境を整備していくことを目的としている。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) PCR検査等

PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査および抗原定量検査

(2) 登録事業者

交付要綱および本実施要領に従って検査を実施する事業者（共同して事業を実施する場合の共同事業者を含む。）であって、交付要綱第7条第2項の規定による登録を受けたもの

(3) ワクチン・検査パッケージ制度

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

(補助対象事業者)

第4条 本事業の補助対象者は、交付要綱に規定する者とする。なお事業に応じて、別添1、別添2または別添3を遵守するものとする。

(検査対象)

第5条 登録事業者は、検査受検を希望する者が、別添4「申込書」を提出した場合に、次に掲げる事項（第3号および第4号に掲げる事項については、第2号に掲げる事項について検査申込者がいずれかの事業として補助の対象となる旨を明示した場合に限り、第5号に掲げる事項については、第4号に掲げる事項について当該検査申込者の申告した回数が1月につき3回を上回る場合に限る。）を当該検査申込者に遵守させた上で、本事業に基づく検査を受検させることができる。ただし、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）においては、第3号ハに掲げる書類等の提示等を受け、必要な確認が行われた場合を除き、抗原定性検査により実施するものとする。

- (1) 身分証明書の提示
- (2) 申込みによって行われることとなる検査が前条に掲げる事業の対象となる旨またはいずれの対象にもならない旨（会社等が事業または福利厚生等の一環として自己の従業員に本検査の申込みをさせた場合も含む。）の明示
- (3) 前号の明示の内容となる理由の説明および同号により検査申込者が定着促進事業における検査受検を申込みの場合にあっては、次に掲げる書類等の提示（該当書類がないときは別添5「申立書」の提出に代えることができる。）
 - イ 検査受検の目的を証する書類等
 - ロ 検査申込者がワクチンのオミクロン株対応ワクチン接種完了者である場合にあっては、対象者全員検査等および高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、オミクロン株対応ワクチン接種完了者であっても検査を受検する必要が認められることを証する書類等
 - ハ 検査申込者がPCR検査等の受検を希望する場合にあっては、申込者が10歳未満であることまたは高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定されることを証する書類等
- (4) 過去にいずれかの事業として補助等の対象になる検査を受けた回数の報告
- (5) 前号の回数となった理由の疎明

（結果通知書等の発行等）

第6条 登録事業者が、交付要綱第5条第1項第2号アの事業を実施する場合には、検査機関に対して、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）の5（2）i）①に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を当該登録事業者に通知するよう、求めなければならない。

2 登録事業者が、交付要綱第5条第1項第2号イの事業を実施する場合には、別添6「結果通知書」を検査受検者に対して発行しなければならない。ただし、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）に定める結果通知書の発行を要しない場合に該当する場合はその限りでない。

（事業の実施に係る準用）

第7条 その他事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」を準用するほか、第二号事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」の規定を準用する。

付 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年1月25日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年3月7日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年12月24日から施行する。